

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大津町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県大津町長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民年金に関する事務	
②事務の概要	国民年金法の規定に則り、国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格や年金受給者の管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務	
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 福祉年金システム 3. 宛名管理システム 4. 年金生活者支援給付金システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
1. 国民年金情報ファイル	2. 年金生活者支援給付金情報ファイル	3. 宛名情報ファイル
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表 46の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	住民生活部 住民課	
②所属長の役職名	住民課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	大津町 総務部 総務課 行政係 〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地 電話096-293-3111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	大津町 住民生活部 住民課 住民係 〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地 電話096-293-3112	
9. 規則第9条第2項の適用		
	[]適用した	
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	届出書及び申請書の受付時に職員が本人確認及び記載内容の確認を行い、その後システムへの入力を行っている。また、入力内容について職員による確認を実施するなど複数の確認工程を設けていることから、人手を介在させる作業は十分であると判断する。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報の取扱いについては、関係法令及び内部規程に基づき、アクセス制御や職員への研修等の安全管理措置を講じており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると判断する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	国民年金法の規定に則り、国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種届出・申請・請求に伴う受理・審査・報告に関する	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策			事後	評価書様式の修正に伴う追加
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	2015/3/29	令和1年6月24日	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	2015/3/29	令和1年6月24日	事後	
令和4年2月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	住民福祉部 住民課	住民生活部 住民課	事後	
令和4年2月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報保護ファイ	大津町 住民福祉部 住民課 住民係 〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津	大津町 住民生活部 住民課 住民係 〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津	事後	
令和4年2月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和4年2月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	2019/6/24	2022/2/18	事後	
令和4年2月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	2019/6/24	2022/2/18	事後	
令和8年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 福祉年金システム 3. 宛名管理システム	1. 国民年金システム 2. 福祉年金システム 3. 宛名管理システム 4. 年金生活者支援給付金システム	事後	
令和8年3月24日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 国民年金被保険者ファイル 2. 年金受給者ファイル 3. 宛名ファイル	1. 国民年金情報ファイル 2. 年金生活者支援給付金情報ファイル 3. 宛名情報ファイル	事後	
令和8年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 31、83、95	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表 46の項	事後	
令和8年3月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2022/2/18	2026/3/24	事後	
令和8年3月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2022/2/18	2026/3/24	事後	
令和8年3月24日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	追加項目	事後	
令和8年3月24日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	追加項目	事後	